

賀屋家文書展



賀屋家の人々

あきら ちゅうじよ かね こ おきの のり
 ～明・忠恕・鎌子・興宣～

鎌子母子 右から鎌子、長男就宣、次男興宣

開催にあたって

賀屋興宣（一八八九～一九七七）は、明治二十二年、国学者藤井稜威と漢学者賀屋鎌子の二男として広島市鷹匠町（現広島市中区本川町）で生まれた。大蔵省主計局長、次官を経て昭和十二年（一九三七）に第一次近衛内閣の蔵相として初入閣、昭和十六年には東条内閣の蔵相となり、日米開戦の決定に関与し、膨大な軍事財政を増税等により賄った。敗戦後東京裁判でA級戦犯となり終身刑を言い渡されたが、昭和三十年に仮出所、昭和三十三年に赦免された。同年に衆院選に出馬して当選、昭和三十八年からは第一次、第三次池田内閣の法務大臣を務め、昭和四十七年に八十三歳で引退するまで自民党議員として安保条約、日韓・日中問題に関与した。

昨年度、当館では賀屋家文書を収集することができた。同家は興宣の母鎌子の実家である。賀屋家は、江戸時代後半には江戸詰の広島藩士で、祖父明の時に明治維新を迎え広島に帰った。明の弟忠恕は心学者で、明治のはじめ神宮教広島教会の教導職であった。明の長女で興宣の母鎌子は、幼くして広島・玉瑛舎で教鞭を取り、晩年は慈善教化活動に尽くした。明、忠恕、鎌子、興宣、賀屋家の人々は広島と関わりが大変深い。

残された文書を通じて、江戸時代から明治、大正、昭和と動乱期を生き抜いた賀屋家の人々の軌跡を紹介する。

2000年10月23日(月)～12月22日(金)

もんじょかん
 広島県立文書館

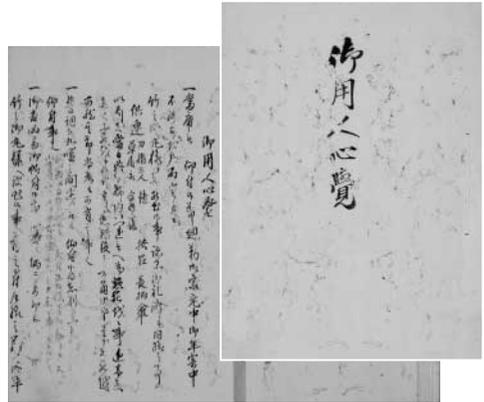
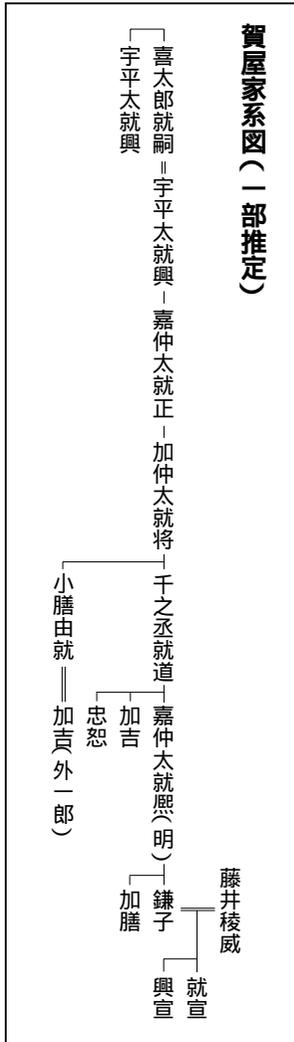
一 江戸詰広島藩士・賀屋家

広島藩家中のほとんどは広島城下に居住していたが、江戸・大坂藩邸や京都にも多数の藩士が勤務していた。江戸で勤務することを「江戸詰」という。藩主の参勤交代にともない藩士も移動するので江戸詰人数は一定しないが、藩主在府の寛政八年（一七九六）には江戸雇いの扶持人などを含めて約二千人であったという。広島藩家中・扶持人総数の半数が在府していたことになる（通常は約三割）。

明和四年（一七六七）、広島藩士賀屋嘉仲太就正は江戸詰を命じられた。慶応四年（一八六八）、嘉仲太就熙（明）が帰国を命じられるまで、賀屋家は参勤交代などの一時帰国を除く約百年間、四代にわたって江戸で勤務したのである。

江戸時代後半の広島藩は財政難で、また、江戸は物価も高いため、家計のやりくりは大変であった。賀屋家文書には江戸での生活ぶりをうかがわせる史料が少なくない。

賀屋家系図（一部推定）



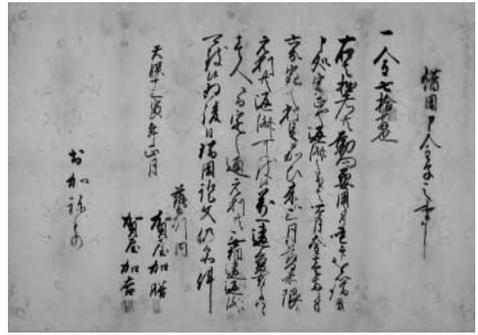
御用人心覚（文政12年）

賀屋加仲太就将は、寛政四年（一七九二）に家督を相続し、御櫛方・御月代方という江戸詰の下役を振り出しに、御書物方、御小納戸、奥小姓筆頭、歩行頭次席、持弓筒頭、騎馬頭同格、大小姓頭と順調に出世を重ね、文政十二年（一八二九）には用人並にまで進んだ。

広島藩で政務を執るのは年寄（執政職）であり、用人はその補佐にあたる。現在でいえば、年寄は国務大臣、用人は次官にあたる。本書には、年寄との連絡、地震や火事などの処置、藩主寺社参詣や鷹野の時の供奉、家老とその他の家臣との関係等、具体的な用人の職務について記されている。奥書から、文化十二年に当時用人上座であった山本屯が記録したものを、加仲太らが着任するとき心得のために写したものであることがわかる。

賀屋興宣の回想 1 - 賀屋家 -

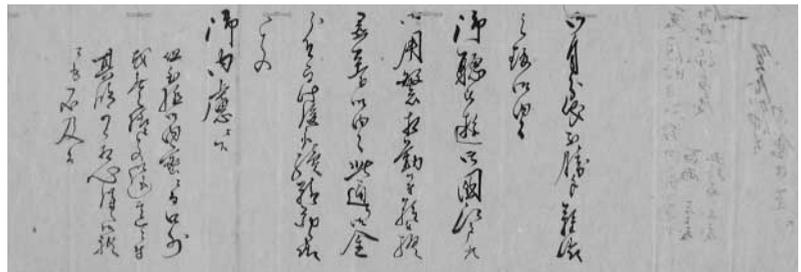
賀屋家は赤松則村が先祖だといわれている。その何代目かの子孫に賀陽五郎友則（？）というのがあり、備前の国の賀陽村に住まっていた。またいつの間にか賀陽が賀屋に変わった。後の代に至って長州萩の毛利家の客分をしていたが、毛利家と衝突して浪人となり芸芸の国の能美島に住んでいた。その後広島浅野藩に仕え、定府（江戸詰め）として江戸に居を構えた。したがって母の家は代々チャキチャキの江戸っ子なのである。三百石取りというからまあまあ中クラスの武士だったのである。（『私の履歴書』）



借入金証文（天保13年）

広島藩は江戸時代中期以降慢性的な財政難にあった。とくに江戸藩邸の支出や、参勤交代の道中経費等は全支出の約四割を占め、年々増大傾向にあった。経費を削減するため、広島藩は俸給を削減するほか、家臣団に対してその知行や、扶持などの俸禄を「借知」や「上米」によって減額せざるを得なかった。その上、消費の増大や物価上昇が重なり、江戸詰藩士の家計はまさに「火の車」であった。「御用」を勤めるためには札差しや金融商人から借金するほかはなかったのである。

右は質屋家分家の借用証文である。七七兩を月六%の利息という条件で借り、翌年三月までの返済を約しているが、証文の端裏書によれば、実際に返済を終えたのは二十五年後の慶応三年である。



加仲太御恩賜二付内密口達

五〇両、二度にわたって恩賜金を下しているのが右の内密口達である。また、文政十三年（一八一〇）、藩主斉賢が国二元で病気に臥した時、若君（斉肅）代の見舞使者を命じられたり、斉賢逝去後に道具類の形見分けを受けていることは、加仲太が浅野家からの信望が厚かったことあらわれてである。

一方、本家の質屋加仲太就將は文化から文政

年間にかけて、数度にわたって

参勤交代につき

従い、江戸・国元間を往復して

いる。藩から手

当てが支給されるものの、財政

難の折り十分な

ものではなかった。

このため江戸の札差しなど

から借金を重ね

ている。主家の

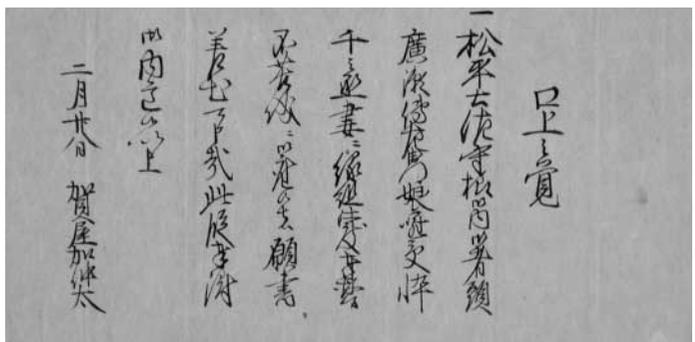
浅野家は、加仲

太の苦勞を見かねて、「至極御内

密にて、口外も」

無用という条件

で、一〇〇兩と



千之丞妻縁組二付口上

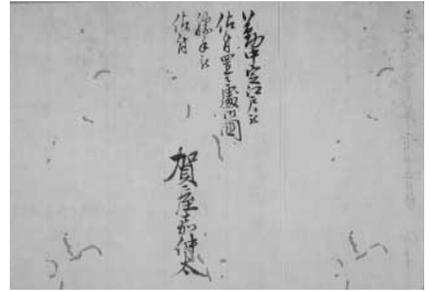
加仲太就將は息子千之丞就道の縁組みを決めた。相手は土佐藩山内家（藩主松平土佐守豊資）の家臣、広瀬伝左衛門の娘である。これはそれにあたって上司に伺いを立てた文書である。このように江戸詰藩士は、やはり江戸詰の他藩家臣で同格の者と縁組みする場合が多かった。なお、加仲太の孫、嘉仲太就熙の後妻（鎌子の母）は、上総久留里藩黒田家（藩主黒田豊前守直静）の家老杉原右門の娘であった。

二 賀屋 明

賀屋明（旧名嘉仲太就熙、一八五〇―一八九八）は、千之丞が天保十一年（一八四〇）に若くして病死したため、翌年家督を継いだ。安政五年（一八五八）、江戸で広島藩内証分家御用達役となり、文久元年（一八六一）には御住居附御広敷御用人に進んでいる。武器を愛好し、これを「武士の魂」とする人であったという。特に刀剣に通じ、刀剣購入やその情報交換に関する書状も少なくない。

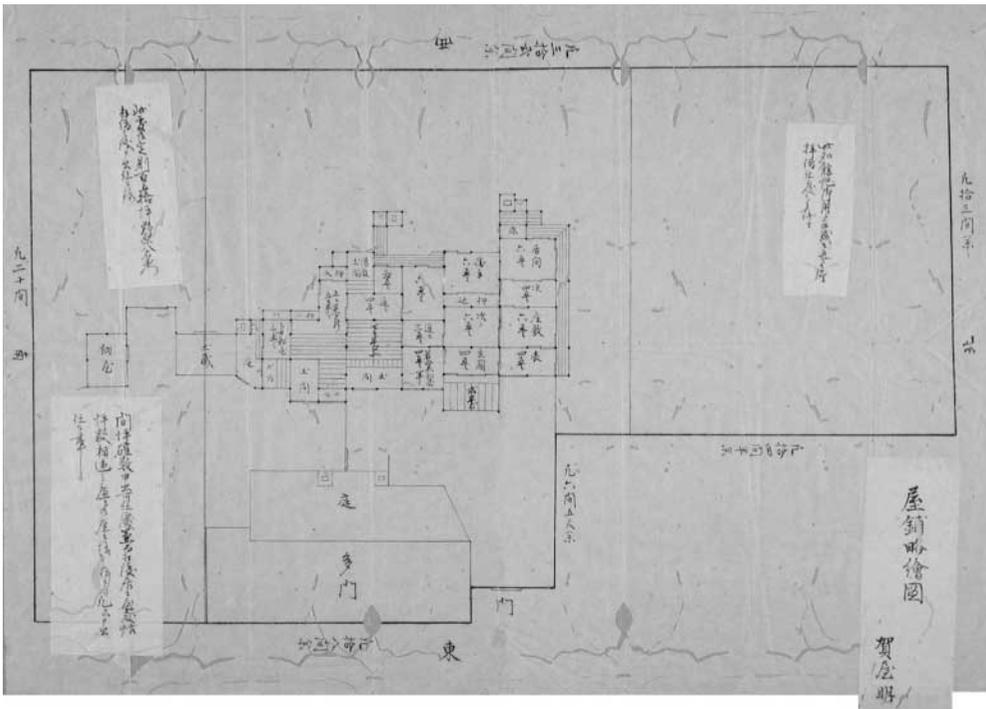
明治維新とともに一家で帰国、城下鷹匠町に屋敷を賜った。明治二年（一八六九）、広島藩公用人を拝命し、翌年には明と改名、浅野家の家扶となっている。

廃藩置県後は娘鎌子の教育にあたりとともに、弟忠恕や、娘鎌子、婿となつた藤井稜威の神宮教布教活動を手伝い、明治十七年、自ら神宮教広島区内教徒取締に任じられている。



帰国の奉書（慶応4年）

慶応四年（一八六八）一月に始まつた鳥羽・伏見の戦いで、幕府の敗色は濃厚となり、二月十二日には將軍徳川慶喜は恭順の姿勢を示すため、江戸城を出て上野寛永寺大慈院の一室に閉居し、官軍の江戸総攻撃も間近となった。こうした中、賀屋嘉仲太就熙は「御国勝手」（＝帰国）を命じられ、妻子や一族をともなつて帰郷することになる。



賀屋家鷹匠町屋敷図面

江戸から帰国した賀屋明が藩から賜った屋敷は鷹匠町（現広島市中区本川町）にあった。その総敷地は544坪で、賀屋興宣が思い出で語っている700坪より幾分少ないようである。それでも広大な屋敷で、若党部屋や女中部屋がある。

賀屋興宣の回想2 - 鷹匠町屋敷 -

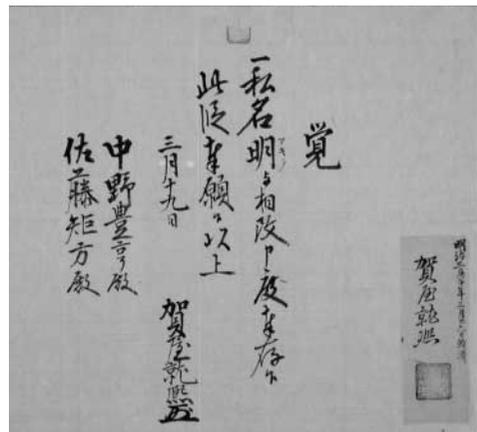
明治維新で広島へ帰ることになったが、広島には家がなかったので、鷹狩りに使う鷹を飼育していた「鷹屋敷」を藩主からもらった。千坪くらいのがかなり広い屋敷だったが、実際は七百坪くらいしかなかった。というのは地租条例で土地をよけいもっているとたいへん税金を取られるといううわさが出て、あわてて三百坪くらい手放したためらしい。ただでも引き受け手がなかったため酒一升を景品につけたという話である。ほかに財産もなかったので、往来ばたに借家を建てて暮らしていた。女中一人と、庭の手入れのために出入りする百姓を一日おきに雇う程度の暮らし向きだったが、それでも町内では寄付金などいちばんよけいに取られたものだった。私はこの家で生まれ少年時代を若様といわれて過ごしたのであった。(『私の履歴書』)

賀屋嘉仲太就熙は、江戸では元治元年(一八六四)に大目付格、慶応四年に帰国してからは目付(使番兼役)であったが、翌明治二年三月には広島藩政事堂の公用人(第五級)、さらにその翌年一月には浅野家の家扶(同)を命じられ、廃藩置県を迎えることになった。二通の奉書に捺印してあるのはいずれも「政事堂印」である。政事堂は慶応四年五月に設けられた藩庁政府である。



公用人・家扶奉書(明治2・3年)

明治政府は、それまでの複名の慣習(実名・諱・字などの公的な名と通称・別号など私的な名)を排除し、名前の近代化を推し進める。安芸守といった国名などを用いた旧官名を通称として使用することを禁止するのは明治三年十一月であるが、その意向は各藩へすでに示されていた。広島藩では明治元年十月、まず大目付以上の在職者が通称をやめて実名を称すよう命じられている。これ以降、ほとんどの藩士はそれまでの通称を改める必要が生じてくる。賀屋嘉仲太の場合、明治三年三月、桃の節句に浅野家御広敷に招かれ、御酒を頂戴する時、旧名「嘉仲太就熙」を「明」と改名するよう藩知事浅野長勲からじきじきに命じられ、その通り改名を願っている。



明と改名願書(明治3年)

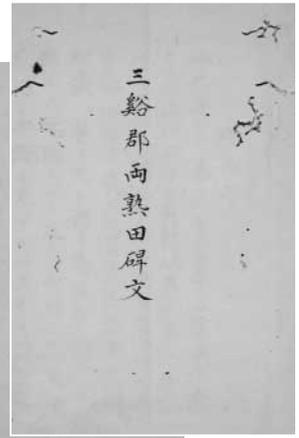
三 賀屋忠恕

賀屋忠恕（一八三八〜一八八四）は、天保九年、江戸霞ヶ関広島藩邸向屋敷で、嘉仲太就熙（明）の弟として生まれ、江戸の心学講舎参前舎で平野橋翁について心学を学んだ。慶応四年、兄に従って帰国し、その後も心学者たちと切磋琢磨し、広島的心学講舎歎心舎の第四代舎主となった。

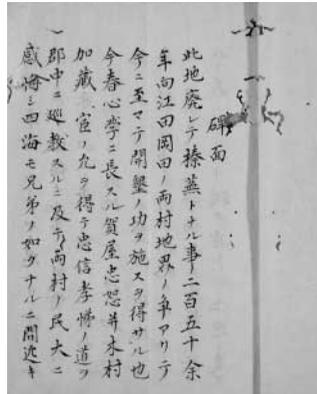
十八世紀始め、京都の町人石田梅岩によって創始された心学は、自らの心の内面を磨くことによって、儉約・堪忍・正直・忠孝等の封建道徳を実践することを説いた学問である。利潤追求を正当化し、講席という公開講義で例え話をを用いて民衆にもわかりやすく説いたため、始め商人に支持され、次第に武士階級まで広まった。

明治維新後、広島藩は民衆を教化するための心学者を利用しようとした。この時採用されたのが賀屋忠恕や宮本愚翁（一八三九〜一九〇三）らである。忠恕ら心学者は、藩命によって領内を巡回して心学による教化を行ない、庶民もこれを感じて迎えた。その功によって広島藩から毎年米一七俵を給されている。

廃藩置県後の明治五年、教部省が設置されると、心学は国家神道に結合されることになり、心学者の多くは教導職に任命され、続いて民衆教化にあたった。忠恕も教部省から訓導に任じられ、明治十五年には神宮教管長か

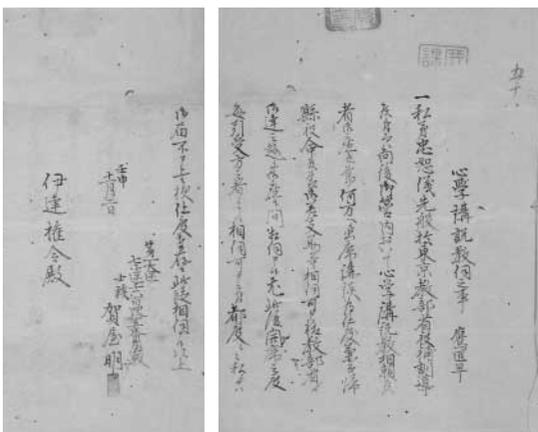


三谿郡西熟田碑文（明治3年）

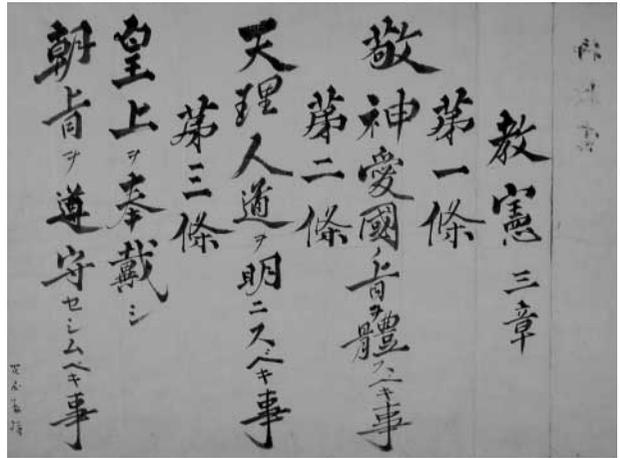


賀屋忠恕の性格は温厚篤実で、寝食を忘れるほど道を説くのに熱心であったと伝えられる。三谿郡向江田村（現三次市）と岡田村（現双三郡三良坂町）との境界は長らく紛争が続き、荒廃していた。明治二年、藩命により心学普及のため広島藩領内を巡回していた賀屋忠恕と同行の木村嘉蔵は、村民に道を説き、徳を重んじるよう諭した。村民はこれを聞いて感激し、その境界を両村が協同して開墾することとした。これを「両熟田」と呼び、石碑を建ててこの功を賞賛した。これはその碑文銘である。

賀屋忠恕は明治五年九月、教部省から訓導職に任じられた。教部省は神道・仏教や国民教化に関することを管掌する官庁で、中央に大教院、地方に中教院を設置し、教正以下講義・訓導など一四級の教導職を置いて、布教に当たらせた。教導職に任じられたのは、主に神官や僧侶たちであったが、知識人や心学者もこれに取り込まれていった。この伺書は、訓導職に任じられた賀屋忠恕が広島県内で心学講席を開席することについて、兄明から当時の権令伊達宗興に願い出たもので、願いの通り許可されている。しかし、旧来の心学をそのまま説くことは許されず、広島心学は廃れていった。



心学講説教伺之事（明治5年）



教憲三章（三条教則）

明治政府は当初、神祇官を太政官の上に置いて、神道による「祭政一致」をはかり、明治三年には天皇の名のもとに大教宣布の詔を発するなど、神道による国民教化をはかった。しかし、その方針を徹底することは無理で、廃藩置県後は新設された教部省（明治五十年）が仏教・神道を含めた全宗教を統括し、大教宣布運動を展開し、国民教化にあたることとなった。そのため、神職・僧侶などを教導職に任命して運動の中心とした。その指針となったのがこの「教憲三章」（三条教則）である。

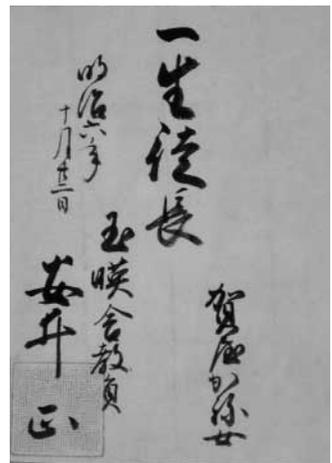
四 賀屋鎌子

賀屋鎌子（一八六二～一九一五）は、文久三年、広島藩内証分家の江戸青山屋敷で、江戸詰広島藩士賀屋嘉仲太（明）の子として生まれた。幼い頃より読書・習字・裁縫を父母や叔父忠恕から習い、十一歳にして広島最初の女紅場「玉暎舎」で数学や読方を教えたという。その後も漢籍を造成舎（本川小学校の前身）の山口文造から、皇学を神宮教広島教会の藤井稜威から、心学を叔父忠恕に学んだが、忠恕が神宮教会の教導職となったことから、鎌子も同会に入った。その縁から師藤井稜威と結婚、就宣・興宣の二子の母となる。

明治三十一年、夫・父が死去すると賀屋家に復籍し、その後は愛国婦人会の評議員となり、また自ら平和会や広島慈善会を創立し、多くの会員を集めて慈善事業を行った。国民の発展は女子の双肩にあり」というのが彼女の持論であり、風教を改良し民衆を教化するため、県内はもとより隣県までも講演して歩



賀屋鎌子（『愛国婦人会 広島県支部沿革誌』）



玉暎舎生徒長辞令（明治6年）

明治五年京都に開設され、全国に広まった女紅場は、手仕事・裁縫や、養蚕・紡績・機織りなど当時の女子の実践的な教育を施す教育機関であるが、芸娼妓のための教育機関としての性格を含むものもあった。広島では、明治六年九月、西地方町浄国寺（現中区土橋町）に造成舎の分校として創設された玉暎舎が最初の女紅場で、当初一二歳から三十一歳までの四七名の生徒がここで学んだ。

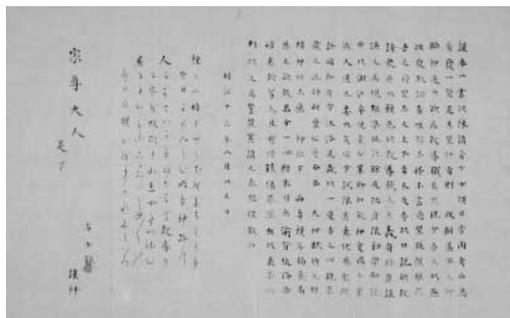
この玉暎舎では男子は教鞭を取ることは許されなかったため、教員となったのは鎌子の伯母安井正であった。そしてその娘で一〇歳の安井近子と、一一歳の鎌子がともに助手として、また「生徒長」として生徒の薫陶に従事した。翌年、近子が去った後には鎌子が「助教師」の肩書きを与えられて母嘉恵子と教壇に立った。しかし、生徒の問題や経営難のため、玉暎舎で実際に授業が行なわれたのは最初の五ヶ月だけで、明治九年九月には休校となった。

賀屋興宣の回想3 - 母鎌子 -

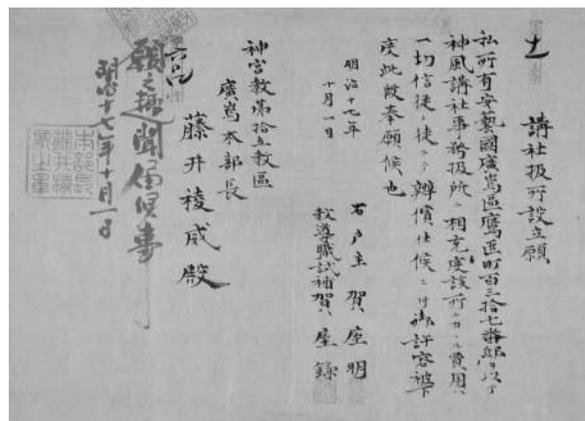
昔伊達（宗興）というなかなか粹人の県令（権令、いまの県知事）がいて、芸者学校をつくったが、その先生に祖母と母が選ばれたという。祖母は加賀百万石の奥女中をつとめたことがあったので礼儀作法と習字と図画を、母は当時十一歳ながら作文や算術をそれぞれ教えたそうで、十一歳の先生にしかられて泣いた芸者もいたという。母の月給は四円で、当時の巡査とほぼ同じだったというから、その鼻息は荒かったに違いない。（『私の履歴書』）

母は国学、漢学、心学をやっておりました。（中略）各種の公的・私的団体に關係し、力を尽くし、自らも広島で広島平和会とか、広島慈善婦人会とかを作り、会長となって活動しておりました。今で言えば福祉施設、福祉行政とかに当たるものでありましょう。また広島県その他近県の各所に、道義・精神の普及等のために、度々講演に歩いていただいております。正直に申しまして広島では徳望が厚く、また女丈夫とも言われ、買いかぶられて武道にも達しているように評判がありました。しかし私の知っている限りでは、武道は特に正式に学んだこともないようであります。（『渦の中』）

鎌子は、玉暎舎休校の後、旧家老上田家の儒者であった山口文造について漢学を学び、文造が私塾（敬業堂）を開くとその助手として採用された。明治十三年、師文造が亡くなると、その門下生を引き受けて、鷹匠町の自宅に松柏館を開いてその教育に従事した。しかし、叔父忠恕が神宮教広島教会所の教導職となるに及んで神道に入り、教導職就任を望むようになった。これはその決意を示すため父明に提出した血判書で、署名の下に血判が確認できる。鎌子のなみなみならぬ決意がうかがえる。この三年後の明治十六年八月、鎌子は廿日市で初めて神宮教の説教を行い、各地から招聘しょうべいされることが増したため、私塾は廃校となった。



教導職就任の決意血判書（明治13年）

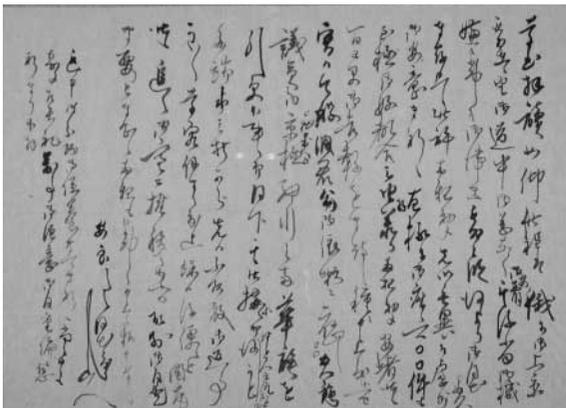


神風講舎扱所設立願（明治17年）

明治五年、近世以来人々から人気を集めた伊勢信仰を基盤として神宮教会が設立され、各地に説教所や教会所が置かれた。明治十二年には広島にも教会所が設置されている。その教会所に集まる教徒を組織化するため愛国講社が結社され、入社を呼びかけた。これが後の神風講社である。教導職の弟忠恕が神宮教に深く関わり、娘鎌子もこの十月に念願の教導職試補に任じられたことから、明は自宅を神風講社の事務取扱所とすることに決め、神宮教広島本部長の藤井稜威に願い出た。この年、明自身も広島区内教徒取締に就任している。

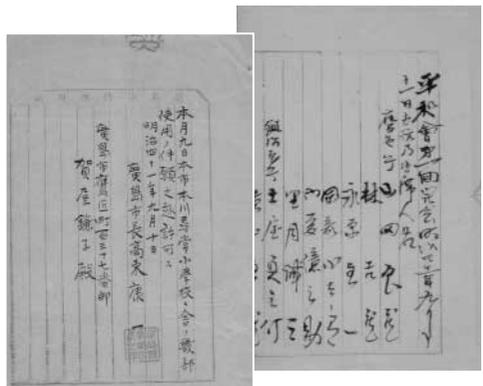
賀屋興宣の回想4 - 日清戦争 -

ある日、私の祖母が夏、台所で肌ぬぎで働いていると、いきなり玄関の横の勝手口から入ってきた人が、浅野長勲公爵、昔の殿様である。なにしろ御殿女中を経験した祖母のことであるから、恐縮しなかったのであるが、長勲公が訪れた用事というのは、臨時議会在が広島において開かれるので、貴族院議員細川子爵と京極子爵という（中略）その二人の宿舎をしてもらいたいという頼みであった。そこでその二人が泊まることになり、私の家の八畳と六畳の客間を使用することになった。二人は議会に行くほかあまり用がないので、小さい私はよく二人のところに行って、そのひざに乗って戦争談を聞いたり、自分でしゃべったりしたことは記憶に残っている。特に私がその子爵議員が泊まったことで大変くあいがいいと思ったのは、当時のことであるからもちろん自動車はない。二人には専用の人力をつけることになって、その人力で車夫が（中略）かわるがわる私を乗せて、五、六歳の子供では行けないような遠方までつれて行って、いろんなものを見せてくれる。これが何よりもうれしいことであった。（『渦の中』）



京極・細川子爵宿泊を伝える鎌子書翰（明治27年）

明治二十七年、朝鮮での東学党の乱を契機に、政府は広島第五師団に出兵を命じた。その後各師団が次々と広島入りし、広島は派兵基地として注目されることになった。さらに大本営と帝国議会が開設されることになり、天皇、政府高官、貴・衆両院議員などが広島に集結した。彼らは広島市内外の旅館や個人宅に寄宿した。これは、同年秋、鎌子が上京途次の夫藤井稜威に宛てた書翰である。賀屋家では、侯爵浅野長勲の依頼によって、子爵京極高典と細川興宣を議会期間中に宿泊させることになったことを伝えている。



平和会開会世話方出席者名簿（右）と本川尋常小学校舎使用許可書（明治41年）

日露戦争後、政府当局は、長引く戦後不況のなかで日本が帝国主義的列強に伍していくためには、戦後の世情軽薄化を戒め、愛国心の意識を高める必要があると考えた。政府は、明治四十一年十月、天皇の名のもとに、国民統合を図るため、戊申詔書を発布した。広島県も同年五月、各種の団体活動を通じて一致共同の精神を作用していく必要があると説いている。賀屋鎌子が町内の改善を目的として平和会を自宅鷹匠町に起こしたのもこの年九月十一日である。この日の夜、鎌子は市内本川尋常小学校で教育勅語より孝道に関する講演を行った。聴衆は千名を越し、非常な盛況を呈したという。この後、鎌子は同様の講演のために県内外を精力的に回ることになる。

五 賀屋興宣おきの

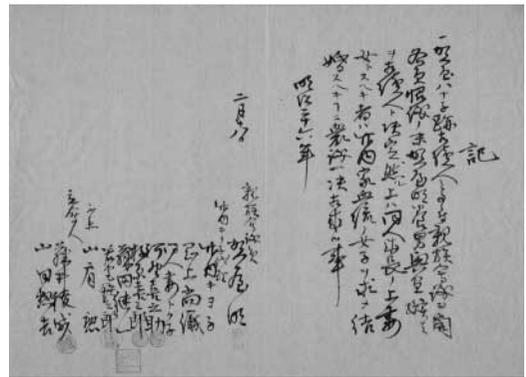
収集した賀屋家文書の中には、残念ながら興宣に関する文書は多くない。賀屋家分家相続に関する文書や巢鴨プリズン入獄中に受け取った手紙などがあるだけである。

しかし、興宣には『私の履歴書』（昭和三十八年）、『戦前・戦後八十年』（昭和五十一年）という著書があり、そのおいたちから、大蔵省時代の回想、大蔵大臣としての戦時経済政策、



賀屋興宣（『渦の中』）

巢鴨での監中生活、戦争責任への言及、そして戦後の政界復帰と、激動の歴史の表舞台に立った政治家として、多くの歴史的な証言を今日に残している。このほか、宮村三郎氏によって行なわれた六回にわたる興宣の談話速記などをまとめた『評伝賀屋興宣』（昭和五十一年）、興宣の死後に娘夫婦がまとめた遺稿集『渦の中』（昭和五十四年）があり、興宣の人となりを知ることができる。



賀屋分家家督相続決定覚書（明治26年）

藤井稜威と鎌子の二男として誕生した興宣は、四歳のとき、親族が相談した結果、賀屋家の分家（東京）で、祖父明の弟・外一郎の妻八ナの家督を継ぐことになった。八ナの実家はやはり広島藩士出身の竹内家で、成長の上は竹内家血縁の女子を妻とすることを義務づけられた。しかし、大蔵省入省の年、興宣が妻としたのは池谷春子であった。興宣は「春子とは相愛の結婚であった。私の周囲には反対の人もあった。それは彼女が庶民家庭の娘であるためである。（中略）しかし、私の彼女に対する気持は、動かなかった。（中略）私は二人の結婚を後悔したことは一度もない。」（戦前・戦後八十年）と記している。

巢鴨プリズン収監中の興宣に、三年前出所した長野県居住の坪川豊久から届いた手紙である。収監中の戦犯に同情を寄せるリンゴ園主が差し入れたリンゴを送るとともに、収監中のA級戦犯との面会を依頼している。

興宣は収監されていた十年間に、所内の待遇改善をはかる一方で、国会議員と連絡を取り合い、刑死者の遺族に対する扶助料支給の法律案を議員立法で国会に提出、可決成立させることに成功した。



坪川豊久書翰（左）と巢鴨プリズン収監中の賀屋興宣（右）

賀屋明・忠恕・鎌子・興直年譜

明 (寛仲大)	
天保 12 . 10	賀屋家相続
慶応 4 . 4	帰国し、鷹匠町屋敷を賜る
明治 2 . 3	広島藩公用人
明治 3 . 1	浅野家家扶
明治 3 . 3	明と改名
明治 4 . 6	慶應置業、免職
明治 17 . 10	神風講社事務取扱所設立 願書提出、広島区内教徒取締
明治 27	日清戦争、自宅に京極・細川子爵宿泊
明治 31 . 6	死去

忠恕	
天保 9 . 4	江戸灘部向屋敷で出生
文久元 . 8	心学入門
慶応 4 . 4	帰国
明治 2 .	民衆教化のため領内を巡回
明治 3 . 3	三谿郡高熱田碑文
明治 4 . 10	広島県小属出仕、民事戸籍係
明治 5 . 2	広島県を辞職
明治 5 . 9	訓導職
明治 6 . 2	神宮教小講義、県下講社取締
明治 15 . 6	神宮教権大講義
明治 17 . 11	死去

興直	
明治 22 . 1	広島市鷹匠町で出生
明治 26 .	分家賀屋家を継承
明治 36 .	県立広島中学入学
明治 42 .	第一高等学校入学
明治 44 . 9	東大法学部入学
大正 6 .	大蔵省入省、春子と結婚
昭和 2 .	ジユネーブ軍縮会議随員
昭和 9 . 5	大蔵省主計局長
昭和 11 . 5	大蔵省理財局長
昭和 12 . 2	大蔵次官
昭和 12 . 6	第一次近衛内閣大蔵大臣
昭和 14 . 8	北支那開發院(株)総裁
昭和 16 . 10	東条内閣大蔵大臣
昭和 20 . 5	東京裁判開廷
昭和 30 . 9	兼體アリエス出所
昭和 33 . 5	衆議院議員初当選
昭和 38 . 7	池田内閣法務大臣
昭和 47 .	政界引退
昭和 52 . 4	死去

鎌子	
文久 3 . 2	江戸書山邸内で出生
慶応 4 . 4	帰国
明治 6 . 9	玉環舎の生徒長(助教)
明治 6 . 11	山口文造に漢学を習う
明治 7 .	玉環舎副教師
明治 9 . 10	山口文造の敬業堂助教
明治 13 . 8	教導職就任の決意血判書を提出
明治 13 . 10	私塾松柏館を開く
明治 15 . 5	藤井稜威に皇学を学ぶ
明治 16 . 5	広島・山口各居所で布教
明治 16 . 11	藤井稜威と結婚
明治 17 . 10	神道神宮教教導職試験補
明治 26 . 5	神宮教権中講義
明治 31 . 1	夫藤井稜威死去
明治 32 .	広島婦人慈善会長
明治 32 . 40	各地の婦人会等で數十回の講演
明治 33 .	日赤篤志看護婦人会広島支会相談役
明治 35 . 3	愛国婦人会広島支部幹事
明治 35 . 10	石門心学に入会
明治 36 . 5	慈善婦人慈善会評議員
明治 36 . 12	愛国婦人会興利五百子の代理として司部で講演
明治 37	日露戦争、軍人を自宅に宿泊させ精神教育を施す
明治 41 . 1	女中興風会を設立
明治 41 . 9	平和会設立 会主
大正 4 . 4	死去

展示文書目録

1 江戸詰広島藩士・賀屋家

賀屋家先祖書調製願書
就正・就熙諱選定書（文政9・天保10年）
要用之扣（安永2年）
御歩行目附之事
公方様所々御成之節達控（明和5年）
帰国御供二付達（文化5年）
御役料・足輕増二付奉書（文化15年）ほか
江戸詰二付知行米御庫渡免許書（文政3年）
御用人並仰付け二付達ほか（文政12年）
御用人心覚（"）
藩主齊賢病気見舞使者派遣二付達（天保元年）
天祐院様道具類の形見分け口達
濃州・勢州川々普請御用済二付達（天保7年）ほか
借用金証文（天保13年）ほか
御勝手向難渋二付扶持方削減の達写
足輕若党切符金寸志差し上げ二付口上
加仲太御恩賜二付内密口達
千之丞妻縁組二付口上ほか

2 賀屋 明

後妻縁組之節諸届按書之控（嘉永4年）
嘉仲太就熙親類書（"）
縁付雷管代受取書
刀剣購入に関する書状
預け金利足受取覚帳（文久元年）
預り金証文（慶応2年）
帰国の奉書（慶応4年）
預り金返済二付証文（慶応4年）
賀屋家鷹匠町屋敷図面ほか
公用人・家扶奉書（明治2・3年）ほか
明と改名願書（明治3年）ほか

賀屋外一郎家禄奉還願（"）
履歴書（明治17年）

3 賀屋忠恕

履歴書（明治14年）
心学道話出張二付達（明治2年）
宮本愚翁日記抜粹（明治2年） 宮本家文書
三谿郡両熟田碑文（明治3年）
広島藩・広島県出仕辞令写（明治4年）
心学講説教伺之事（明治5年）
教憲三章（三条教則）

4 賀屋鎌子

作文記・御ふみ之本（明治7年ほか）
玉暎舎生徒長辞令（明治6年）
教導職就任の決意血判書（明治13年）
神風講舎扱所設立願（明治17年）
鎌子詠草献上願書（明治18年）
鎌子・藤井稜威往復書翰
京極・細川子爵宿泊を伝える鎌子書翰（明治27年）
平和会開会世話方出席者名簿（明治41年）
本川尋常小学校舎使用許可書（"）
日赤篤志看護婦人会例会案内（明治44年）
愛国婦人会広島支部招魂祭案内（"）
賀屋鎌子名刺
三陸大津波救助金感謝状（明治31年）
履歴書（明治42年）

5 賀屋興宣

賀屋分家家督相続決定覚書（明治26年）
賀屋分家家督相続届（"）
坪川豊久書翰

期間中展示文書の入れ替えを行なうことがあります。

平成12年度収蔵文書展 **賀屋家の人々～明・忠恕・鎌子・興宣～賀屋家文書展**

発行 平成12年10月23日
編集・発行 広島県立文書館（担当 西村 晃）
広島市中区千田町三丁目7-47
TEL（082）245-8444 FAX（082）245-4541